佐賀大学低平地沿岸海域研究センター教員選考規程

（平成２２年３月２３日制定）

（趣旨）

第１条　この規程は，国立大学法人佐賀大学教員人事の方針（平成１６年４月１日制定）１の（４）及び佐賀大学低平地沿岸海域研究センター規則（平成２２年３月２５日制定）第７条の規定に基づき，佐賀大学低平地沿岸海域研究センター（以下「センター」という。）における教員の採用及び昇任（以下「選考」という。）に関し，必要な事項を定めるものとする。

（教員の選考）

第２条　教員の選考は，佐賀大学低平地沿岸海域研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議に基づき，学長が行う。

（教員選考の原則）

第３条　教員の選考は，センターの理念・目標・将来構想に沿って行う。

２　教員の選考は，原則として，公募により行い，適任者が得られるように努力する。

３　教員の選考においては，社会人及び外国人の雇用について配慮する。

（選考委員会の設置）

第４条　センター長は，教員を選考する必要があるときは，運営委員会の議を経て，学内外に教員候補者を公募するとともに，選考委員会を設置する。

２　選考委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) センターの専任教員　２人

(3) 運営委員会委員（前２号に定める者を除く。）のうち運営委員会の互選により運営委員会が指名した者　３人

（選考委員会委員長）

第５条　選考委員会に委員長を置き，委員の互選によって定める。

２　委員長は，選考委員会を招集し，その議長となる。

３　委員長に事故があるときは，あらかじめ委員長が指名した委員が，その職務を代行する。

（選考委員会の議事等）

第６条　選考委員会は，原則として委員全員の出席がなければ，議事を開き，議決をすることができない。

２　議事は，出席者の３分の２以上の賛成をもって決する。

３　選考委員会が必要と認めた場合は，選考委員会に委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。

（暫定候補者の選定）

第７条　選考委員会は，国立大学法人佐賀大学教員選考基準（平成１６年４月１日制定）

に基づき，履歴，研究業績，社会貢献，国際貢献，教育研究に対する今後の展望等を多面的に評価するとともに，面接，講演会の実施等により，能力を具体的に評価し，調査選考の上，暫定候補者を定め，運営委員会に報告する。

２　教員の選考に当たって，選考委員会が必要と認めた場合は，関連する学部及び研究科の意見を聴くことができる。

（候補者の選定）

第８条　運営委員会は，前条第１項の報告に基づき，候補者を選定する。

（選考経過の報告）

第９条　センター長は，運営委員会において決定した候補者の氏名及びその選考経過を，資料を添えて，学長に報告する。

（教員選考の経過及び結果の公表）

第１０条　センター長は，応募者のプライバシーに配慮した上で，教員選考の経過及び結果を公表する。

（雑則）

第１１条　この規程に定めるもののほか，教員の選考等に関し，疑義等が生じたときは，運営委員会が処理する。

附　則

１　この規程は，平成２２年４月１日から施行する。

２　この規程施行の際，佐賀大学低平地研究センター教員等選考規程（平成１７年５月３１日制定）及び佐賀大学低平地沿岸海域研究センター（仮称）設置準備部会要項（平成２１年１２月２５日制定）に基づき選考された者は，第２条に規定する運営委員会の議に基づいたものとみなす。

３　佐賀大学低平地研究センター教員等選考規程（平成１７年５月３１日制定）及び佐賀大学有明海総合研究プロジェクト教員等選考規程（平成１７年８月１２日制定）は，廃止する。